

河川維持工事と他工事の主任技術者の兼任について



公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事のうち密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。(建設業法施行令第27条2項)

年間を通して実施する河川維持工事は監督職員の指示により、小さな補修作業等を短時間で実施するものです。このため、年間を通して実施する河川維持工事の施工範囲内において、当該請負工事と密接な関連のある他工事の主任技術者を兼ねて施工管理することは可能です。(発注者は同一又は別々のいずれでも可。)

A出張所管内河川維持工事
発注者／国土交通省 △△河川事務所



河川維持工事
(工事内容)
除草、情況把握、法面補修、階段補修、天端補修、
水質事故対応、護岸補修(特定箇所の大規模な工事は除く)、樹木伐採、塵芥処理等

同一の業者が両工事を請け負った場合の主任技術者配置例

A出張所管内
河川維持工事

B築堤工事

【例1】別々に主任技術者を配置



A主任技術者



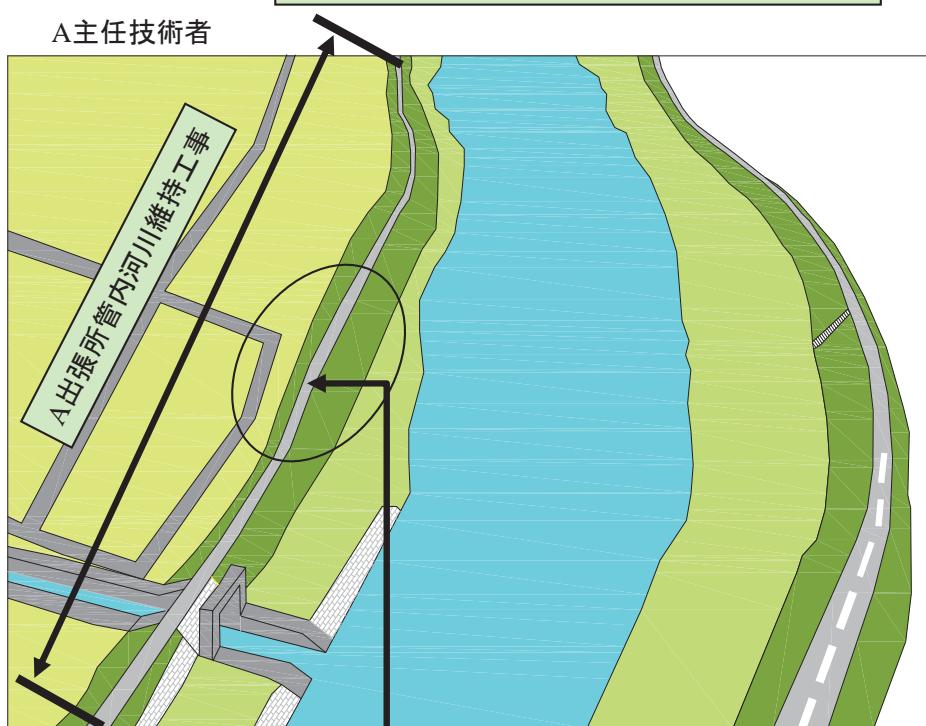
B主任技術者

【例2】A主任技術者が両工事を兼任



※A主任技術者がB築堤工事の資格要件を満たすこと。

A主任技術者



B築堤工事

発注者／国土交通省 △△河川事務所

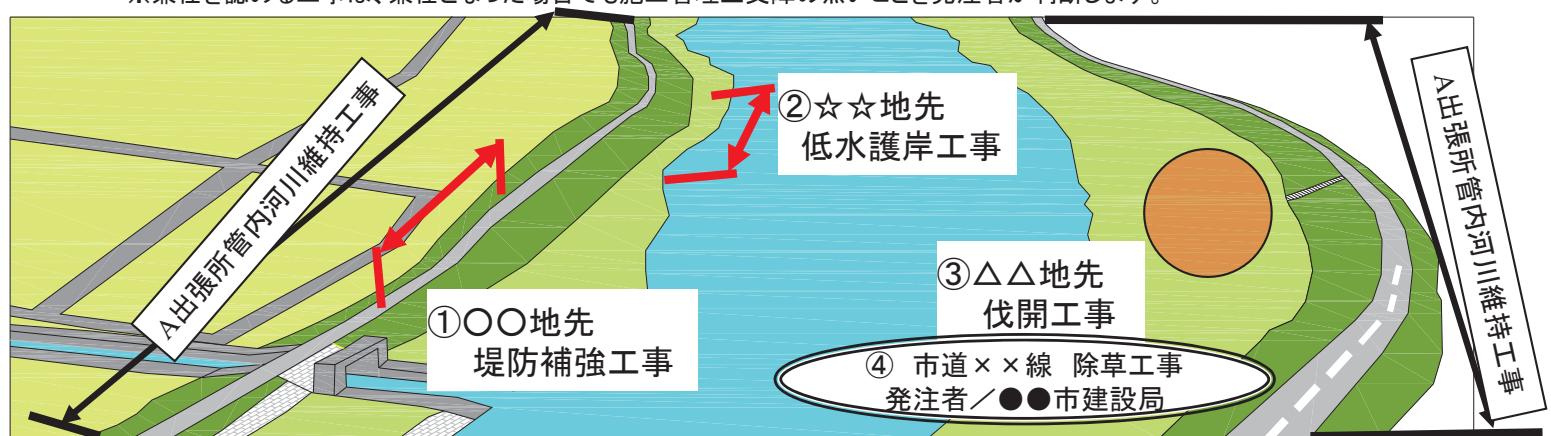


B主任技術者

河川維持工事と他工事の主任技術者の兼任事例

河川維持工事と他工事の兼任について、下記のような事例があります。

※兼任を認める工事は、兼任となった場合でも施工管理上支障の無いことを発注者が判断します。



①. 堤防工事(修繕含む)

(堤防嵩上げ、堤防補強、堤防護岸工事)

A出張所管内河川維持工事
発注者／国土交通省△△河川事務所

②. 低水護岸工事(修繕含む)

(護岸新設、護岸補修、根固め設置工事)

A出張所管内河川維持工事
発注者／国土交通省△△河川事務所

☆☆地先低水護岸工事
発注者／国土交通省△△河川事務所

③. 樹木伐採工事・河道整正工事

A出張所管内河川維持工事
発注者／国土交通省△△河川事務所

△△地先伐開工事
発注者／国土交通省△△河川事務所

④. 占用者による占用施設に関する工事

(除草工事、公園整備工事等)

市道××線除草工事
発注者／●●市建設局

A出張所管内河川維持工事
発注者／国土交通省△△河川事務所

河川維持工事と他工事の主任技術者の兼任を認めない事例

下記の他工事については河川維持工事との兼任ができませんのでご注意ください。

- 監理技術者の設置が必要な工事
- 河川区域内の工事のうち、施工管理が著しく困難な工事
例)橋梁、堰、水門、揚排水機場、伏せ越し、鉄塔、上下水道管設置工事等(但し、取り付け護岸は除く)
- 河川区域外に係る工事

不明な点についての問い合わせは、下記にお願いします。

川内川河川事務所 技術副所長

TEL:0996-22-3271